

香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震による被災建築物の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う香川県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を認定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害の防止を図る応急危険度判定を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において判定士とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定の申請)

第3条 判定士として認定を受けようとする者は、香川県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書を知事に提出するものとする。

2 認定の申請は、地震被災時にボランティアとして応急危険度判定活動をする意志があり、第4条第1項各号の要件を満たす者でなければ行うことができない。

3 更新の認定申請は、前2項を準用する。

(判定士の認定)

第4条 判定士の認定は、次の各号の要件を満たした者の中から知事が行う。

(1) 次のイ又はロのいずれかに該当する者であること

- イ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）に規定する建築士
- ロ 国、地方公共団体の職員又はこれらの職員であった者で、建築に係る技術に関して3年以上の実務経験を有する者

(2) 香川県内に在住又は在勤する者であること

(3) 知事が行う判定士資格認定のための講習会（以下「講習会」という。）を過去に受講し修了した者であること。ただし、他の都道府県において現に判定士として認定を受け登録されている者にあつてはこの限りでない

2 知事は、判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登載のうえ、判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

3 前項による認定の有効期間は認定日から5年を経過した3月31日までとし、申請により更新する。

(講習会)

第5条 第4条第1項第3号に規定する講習会は、知事が業務委託して行う。

2 講習会の主催者は、講習を修了した者に対し、講習修了者台帳に登載のうえ、受講修了証を交付する。

(判定士の任務)

第6条 判定士は、地方公共団体等の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、認定証を携帯するものとする。

(変更の届出)

第7条 判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定証再交付)

第8条 知事は、必要と認めるときは、判定士の申し出により認定証の再交付を行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、第3条の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 法による建築士でなくなったとき（第4条第1項第1号イのみに該当する者に限る。）
- (2) その他知事が不適任と認めたとき

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第10条 第3条の規定による申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、香川県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月2日から施行する。

この要綱は、平成15年2月26日から施行する。

この要綱は、平成21年8月18日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。